

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
自主点検表

事業所番号	
事業所名	
所在地	
電話番号	
法人名	
法人代表者 職・氏名	
管理者名	
記入者 職・氏名	
記入年月日	令和 年 月 日

前橋市福祉部指導監査課

自主点検に当たっての留意事項

1 自主点検表の目的

この自主点検表は下記の法律、条例等に基づき作成しています。本自主点検表を用いて事業者自身が、自らのサービスの提供体制及び運営状況、サービス費用の算定方法についての点検・評価を行うことにより、各種基準の遵守の徹底と、より質の高いサービスの提供を目指すために役立てていただくことを目的としています。

2 自主点検表の利用方法

- 【自主点検の実施時期】 最低でも年1回行うこととし、事業者自らが必要と思う時期に定期的に点検を行ってください。
- 【自主点検を行う者】 自主点検は事業所の管理者、法人の法令遵守責任者等、当該事業の運営について責任を負う者を中心に原則として複数の者で行うこととしてください。
- 【点検方法】 各項目の「評価事項」に対して、次の区分により「評価」欄に自主点検した結果を記入してください。

できている	・・・	A
一部できている	・・・	B
できていない	・・・	C
該当なし	・・・	=

※ 評価事項内にチェックボックス(□)を設けている項目については、あてはまるものについてレ点を入れ(☑)、自主点検する際に活用してください。

【点検後の対応等】 点検を行った結果、評価欄が「B」または「C」に該当した項目については、原因分析を行うとともに、速やかに必要な改善策を講じてください。なお、人員欠如や報酬請求上の基準欠如等、重大な事態が明らかになった場合は速やかに介護保険課まで連絡をしてください。介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要な場合があります。

【点検結果の共有】 点検を行った結果及び改善事項については、事業所内研修等で全従業員と共有し、サービスの質の向上に活用してください。

【点検結果の保管】 作成した自主点検表及び改善経過がわかる書類については、適切に保管を行い、市が行う運営指導時等に求めがあった際には提示をお願いします。

3 摘要欄の表記(根拠法令等)

【法】 介護保険法 (平成9年法律第123号)

【規】 介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号)

【条】 前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第42号)

※(準用第197条)とあるものは、他の事業の条文を準用しています。

【条】 前橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年条例第47号)

【通】 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日 老計発第0331004号・老振発第00331004号・老老発第000331017号)

※[通]第3-5は、「第3 地域密着型サービス」の「五 認知症対応型共同生活介護」を表します。

【報】 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)

【報】 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第128号)

【留】 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)

上記以外の根拠法令等は、正式名称を記載しています。

第1 一般原則及び基本方針

注) 介護予防認知症対応型共同生活介護の場合、評価事項欄等に特段の注記がない限り、文中の「地域密着型サービス」を「地域密着型介護予防サービス」に、「居宅サービス」を「介護予防サービス」に読み替えてください。

項目	評価事項	評価	摘要
1 指定地域密着型サービス事業の一般原則	1 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。	()	[条]第3条 《条》第3条
	2 地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	()	
	3 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 【虐待防止については令和6年3月31日まで努力義務】	()	
	4 指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	()	
2 基本方針（認知症対応型共同生活介護のみ）	1 要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにしているか。	()	[条]第110条 [通]第3-5-1
	2 利用者の認知症の原因となる疾患は、急性の状態ではないか。	()	
3 基本方針（介護予防認知症対応型共同生活介護のみ）	1 認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	()	《条》第71条

第2 人員基準

注) 介護予防認知症対応型共同生活介護の場合、評価事項欄等に特段の注記がない限り、文中の「認知症対応型共同生活介護」を「介護予防認知症対応型共同生活介護」に読み替えてください。

項目	評価事項	評価	摘要										
1 従業者の員数	1 介護従業者	()	[条]第111条 《条》第72条 [通]第3-5-2(1)										
	(1) 共同生活住居（以下、第2人員基準及び第3設備基準において「ユニット」という。）ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者は、常勤換算方法で、当該ユニットの※利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっているか。 ※利用者の数は前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 ① 夜間及び深夜時間帯 <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 ~ <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 ② 夜間及び深夜時間帯以外の時間 <input type="text"/> 時間 ③ 常勤職員の1日当たりの勤務時間 <input type="text"/> 時間 ④ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">ユニット名</td> <td style="width: 15%;"><input type="text"/></td> <td style="width: 15%;"><input type="text"/></td> <td style="width: 15%;"><input type="text"/></td> <td style="width: 15%;"><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>※利用者の数（人）</td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> </table>			ユニット名	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	※利用者の数（人）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	ユニット名			<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>						
	※利用者の数（人）			<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>						
	(2) 夜間及び深夜の時間帯は、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時間から開始時刻までを基本として設定しているか。			()									
	(3) 介護従業者は、認知症の介護等に対する知識、経験を有するであるか。また、これ以外の介護従事者であっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図っているか。			()									
	(4) 介護従業者は、ユニットごとに夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上、配置（宿直勤務を除く。）されているか。 ※ただし、下記(①~④)全てに適合する場合は、事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上とすることができる。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">①</td> <td style="width: 70%;">ユニットの数が3である。</td> <td style="width: 10%;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>全てのユニットが同一の階に隣接している。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>介護従業者が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応を行うことが可能な構造である。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>安全対策（夜間勤務に関するマニュアル策定や避難訓練の実施）が講じられ、利用者の安全が確保されている。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>			①	ユニットの数が3である。	<input type="checkbox"/>	②	全てのユニットが同一の階に隣接している。	<input type="checkbox"/>	③	介護従業者が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応を行うことが可能な構造である。	<input type="checkbox"/>	④
①	ユニットの数が3である。	<input type="checkbox"/>											
②	全てのユニットが同一の階に隣接している。	<input type="checkbox"/>											
③	介護従業者が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応を行うことが可能な構造である。	<input type="checkbox"/>											
④	安全対策（夜間勤務に関するマニュアル策定や避難訓練の実施）が講じられ、利用者の安全が確保されている。	<input type="checkbox"/>											
(5) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯についても、介護従業者がユニットごとに常に1以上、配置されているか。	()												
(6) 介護従業者のうち1以上の者は、常勤であるか。	()												

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要																		
1 従業者の員数（続き）	<p>(7) 当該事業所の介護従業者が、㉔指定小規模多機能型居宅介護事業所又は㉕指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する場合は、下記（①～②）に全て適合しているか。</p> <table border="1" data-bbox="395 302 1137 481"> <tr> <td data-bbox="395 302 454 369">①</td> <td data-bbox="454 302 1082 369">当該事業所に㉔又は㉕が併設されている。</td> <td data-bbox="1082 302 1137 369"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 369 454 481">②</td> <td data-bbox="454 369 1082 481">前記(1)(4)(5)(6)の要件を満たす介護従業者のほか、㉔又は㉕の人員基準を満たす従業者を配置している。</td> <td data-bbox="1082 369 1137 481"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table> <p>(8) 当該事業所の夜勤職員が、㉔指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務を兼ねる場合は、下記（①～④）に全て適合しているか。</p> <table border="1" data-bbox="395 645 1137 981"> <tr> <td data-bbox="395 645 454 712">①</td> <td data-bbox="454 645 1082 712">当該事業所に㉔が併設されている。</td> <td data-bbox="1082 645 1137 712"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 712 454 824">②</td> <td data-bbox="454 712 1082 824">当該事業所の定員と㉔の泊まり定員の合計が9人以内である。</td> <td data-bbox="1082 712 1137 824"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 824 454 913">③</td> <td data-bbox="454 824 1082 913">当該事業所と㉔が同一階に隣接し、一体的な運用が可能な構造である。</td> <td data-bbox="1082 824 1137 913"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 913 454 981">④</td> <td data-bbox="454 913 1082 981">入居者の処遇に支障がない。</td> <td data-bbox="1082 913 1137 981"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	①	当該事業所に㉔又は㉕が併設されている。	<input type="checkbox"/>	②	前記(1)(4)(5)(6)の要件を満たす介護従業者のほか、㉔又は㉕の人員基準を満たす従業者を配置している。	<input type="checkbox"/>	①	当該事業所に㉔が併設されている。	<input type="checkbox"/>	②	当該事業所の定員と㉔の泊まり定員の合計が9人以内である。	<input type="checkbox"/>	③	当該事業所と㉔が同一階に隣接し、一体的な運用が可能な構造である。	<input type="checkbox"/>	④	入居者の処遇に支障がない。	<input type="checkbox"/>	()	
①	当該事業所に㉔又は㉕が併設されている。	<input type="checkbox"/>																			
②	前記(1)(4)(5)(6)の要件を満たす介護従業者のほか、㉔又は㉕の人員基準を満たす従業者を配置している。	<input type="checkbox"/>																			
①	当該事業所に㉔が併設されている。	<input type="checkbox"/>																			
②	当該事業所の定員と㉔の泊まり定員の合計が9人以内である。	<input type="checkbox"/>																			
③	当該事業所と㉔が同一階に隣接し、一体的な運用が可能な構造である。	<input type="checkbox"/>																			
④	入居者の処遇に支障がない。	<input type="checkbox"/>																			
【点検結果の保管】	2 計画作成担当者 (1) 事業所に計画作成担当者を1人以上配置しているか。	()																			
※記（根拠法令等）	(2) 事業所ごとに保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専従の計画作成担当者としているか。 ※ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所における他の職務に従事することができる。	()																			
	(3) 計画作成担当者は、厚生労働大臣が定める研修（実践者研修又は基礎課程）を修了しているか。	()																			
	(4) 計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員の資格を有しているか。 ※ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができ、利用者の処遇に支障がない場合は、介護支援専門員を置かないことができる。	()																			
	(5) 上記(4)の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督しているか。	()																			

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
2 管理者	1 ユニットごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ※ただし、管理上支障がない場合は、当該ユニットの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。 ※1の事業所に複数のユニットを設ける場合、それぞれのユニットの管理上支障がない場合は、同一事業所の他のユニットとの兼務もできる。	()	[条]第112条 《条》第73条 [通]第3-5-2(2)
	2 管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者か。	()	
	3 管理者は、厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修）を修了しているか。 ※ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の群馬県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、前橋市からの推薦を受けて群馬県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。	()	
3 代表者	1 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者か。 ※ 法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。	()	[条]第113条 《条》第74条 [通]第3-5-2(3)
	2 代表者は、厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）を修了しているか。 ※ただし、代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えない。	()	

第3 設備基準

注) 介護予防認知症対応型共同生活介護の場合、評価事項欄等に特段の注記がない限り、文中の「認知症対応型共同生活介護」を「介護予防認知症対応型共同生活介護」に読み替えてください。

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 設備基準	1 指定認知症対応型共同生活介護事業所はユニットを有するものとし、その数は1以上3以下となっているか。	()	[条]第114条 《条》第75条 [通]第3-5-3(1)(2)(3)
	2 ユニットの入居定員は5人以上9人以下となっているか。	()	
	3 居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。 ※居間、食堂及び台所については、ユニットごとの専用の設備でなければならない。	()	
	4 スプリンクラーが設置されているか。	()	
	5 居室の床面積は7.43平方メートル以上とし、定員は1人となっているか。	()	

第4 運営基準

注) 介護予防認知症対応型共同生活介護の場合、評価事項欄等に特段の注記がない限り、文中の「認知症対応型共同生活介護」を「介護予防認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型サービス」を「地域密着型介護予防サービス」、「要介護」を「要支援」、「居宅介護支援」を「介護予防支援」に読み替えてください。

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要																		
1 内容及び手続の説明及び同意	1 指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項（以下①～⑥）について記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	()	[条]第10条（準用第129条） 《条》第12条（準用第87条） [通]第3-1-4(2)																		
	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>運営規程の概要</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>従業者の勤務体制</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>事故発生時の対応</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>苦情処理の体制</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>その他利用者のサービス選択に資すると認められる事項</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	①	運営規程の概要	<input type="checkbox"/>	②	従業者の勤務体制	<input type="checkbox"/>	③	事故発生時の対応	<input type="checkbox"/>	④	苦情処理の体制	<input type="checkbox"/>	⑤	提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）	<input type="checkbox"/>	⑥	その他利用者のサービス選択に資すると認められる事項	<input type="checkbox"/>		
	①	運営規程の概要	<input type="checkbox"/>																		
	②	従業者の勤務体制	<input type="checkbox"/>																		
	③	事故発生時の対応	<input type="checkbox"/>																		
④	苦情処理の体制	<input type="checkbox"/>																			
⑤	提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）	<input type="checkbox"/>																			
⑥	その他利用者のサービス選択に資すると認められる事項	<input type="checkbox"/>																			
2 上記1の文書はわかりやすいものとなっているか。	()																				
3 重要事項を記した文書の説明、交付、同意について書面で確認できる様式となっているか。 ※下記4に記載する電磁的方法による場合はこの限りではない。	()																				
4 電磁的方法により重要事項の提供を行う場合は、以下のとおり行っているか。 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。 なお、この場合において、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該文書を交付したものとみなすことができる。 ① 電子情報処理組織を使用する方法のうちa又はbに掲げる方法 a 指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 b 指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前述の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） ② 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前述の1に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ※1 (1)に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。	()																				

項目	評価事項	評価	摘要
1 内容及び手続の説明及び同意（続き）	<p>※2 (1)の「電子情報処理組織」とは、指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ (1)に規定する方法のうち指定認知症対応型共同生活介護事業者が使用するもの ◆ ファイルへの記録の方式 <p>※3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(1)により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>※4 前述の承諾を得た指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。 ただし、当該利用申込者又はその家族が再び上記承諾をした場合は、この限りでない。</p>		
2 提供拒否の禁止	1 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。	()	[条]第11条（準用第129条） 《条》第13条（準用第87条）
	<p>※ 正当な理由とは</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>(2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>(3) その他利用申込者に対し自ら適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供することが困難な場合</p>		
3 受給資格等の確認	2 要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していないか。	()	
	1 被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。	()	[条]第13条（準用第129条） 《条》第15条（準用第87条）
4 要介護認定の申請に係る援助	2 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して指定認知症対応型共同生活介護を提供するように努めているか。	()	[通]第3-1-4(5)
	1 要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。	()	[条]第14条（準用第129条） 《条》第16条（準用第87条）
	2 申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	()	[通]第3-1-4(6)
【点検結果の	3 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っているか。	()	
※記 入退居	1 要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供しているか。	()	[条]第115条 《条》第76条 [通]第3-5-4(1)
	2 入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症であることの確認をしているか。	()	

項目	評価事項	評価	摘要
5 入退居（続き）	3 入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	()	
	4 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。	()	
	5 利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。	()	
	6 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	()	
6 サービスの提供の記録	1 入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。	()	[条]第116条 《条》第77条 [通]第3-5-4(2)
	2 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等（※）を記録しているか。 ※ サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項	()	
7 利用料等の受領	1 法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から、当該認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額（1割、2割又は3割負担額）の支払を受けているか。	()	[条]第117条 《条》第78条 [通]第3-5-4(3) ・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号） ・「その他の日常生活費」に係るQ&A（平成12年3月31日厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室事務連絡） ・介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日老振第75号・老健第122号）
	2 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（いわゆる償還払いの場合）と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額（法定代理受領の場合）との間に、不合理な差額が生じていないか。	()	
	3 上記1、2の支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる次の費用の額以外の支払を受けていないか。 (1) 食材料費 (2) 理美容代 (3) おむつ代 (4) その他の日常生活費（利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用） ※ すべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。 ※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められない。	()	
	4 上記3の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、文書で同意を得ているか。	()	
	5 上記3の利用料とは別に、「介護保険給付の対象となるサービス提供とは関係のない費用（例：贅沢品に係る費用、希望者を募り実施する旅行等の代金等）」を徴収している場合、次のとおり実施しているか。	()	
	① 利用者等の希望を確認した上で提供されているか。	<input type="checkbox"/>	
	② すべての利用者に対して一律に提供し、費用を画一的に徴収していないか。	<input type="checkbox"/>	
	③ あいまいな名目で徴収していないか。	<input type="checkbox"/>	
	④ 上記3の利用料と重複する費用ではないか。	<input type="checkbox"/>	
	⑤ 上記4と同様の手続きを行っているか。	<input type="checkbox"/>	

項目	評価事項	評価	摘要																
7 利用料等の受領（続き）	6 指定認知症対応型共同生活介護、その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、領収証を交付しているか。 ※金融機関への振込等の方法で支払いを受けた場合でも、領収証を交付すること。	()	[法]第41条第8項（準用第42条の2第9項及び第54条の2第9項） [規]第65条（準用第65条の5及び第85条の4）																
	7 領収証には、次の額を区分して記載しているか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">①</td> <td style="width: 85%;">保険給付対象額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>食材料費</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>理美容代</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>おむつ代</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>その他の日常生活費</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>介護保険給付の対象となるサービス提供とは関係のない費用</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	①		保険給付対象額	<input type="checkbox"/>	②	食材料費	<input type="checkbox"/>	③	理美容代	<input type="checkbox"/>	④	おむつ代	<input type="checkbox"/>	⑤	その他の日常生活費	<input type="checkbox"/>	⑥	介護保険給付の対象となるサービス提供とは関係のない費用
①	保険給付対象額	<input type="checkbox"/>																	
②	食材料費	<input type="checkbox"/>																	
③	理美容代	<input type="checkbox"/>																	
④	おむつ代	<input type="checkbox"/>																	
⑤	その他の日常生活費	<input type="checkbox"/>																	
⑥	介護保険給付の対象となるサービス提供とは関係のない費用	<input type="checkbox"/>																	
8 保険給付の請求のための証明書の交付	1 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合（償還払いの場合）は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	()	[条]第23条（準用第129条） 《条》第24条（準用第87条） [通]第3-1-4(14)																
9 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針（身体的拘束等の禁止）	1 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っているか。	()	[条]第118条 《条》第79条 [通]第3-5-4(4) ・身体拘束ゼロへの手引き（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作成推進会議」発行）																
	2 利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮しているか。	()																	
	3 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	()																	
	4 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等（認知症対応型共同生活介護計画の目標、内容、行事及び日課等も含む。）について理解しやすいように説明を行っているか。	()																	
	5 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 (身体拘束禁止の対象となる具体的行為) (1) 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 (6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルを付ける。 (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 (8) 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	()																	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
9 指定認知症 対応型共同 生活介護の 取扱方針 (身体的拘 束等の禁 止) 続き	<p>6 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p> <p>※記録に当たっては「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切に記録し、保存すること。</p>	()	
	<p>7 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>※委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者のほか、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましい。</p> <p>※身体的拘束適正化委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。</p> <p>※テレビ電話装置等を活用する際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等遵守すること。</p> <p>※身体的拘束適正化委員会は、指定認知症対応型共同生活介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につながるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではない。具体的には、次のようなことを想定している。</p> <p>(1) 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>(2) 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、(1)の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</p> <p>(3) 身体的拘束適正化検討委員会において、(2)により報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>(4) 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</p> <p>(5) 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>(6) 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</p>	()	
	<p>8 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p>	()	
	<p>9 身体的拘束等の適正化のための指針には、次の項目を盛り込んでいるか。</p> <p>(1) 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方</p> <p>(2) 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>(3) 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</p> <p>(4) 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針</p> <p>(5) 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>(6) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>(7) その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p>	()	

項目	評価事項	評価	摘要						
9 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針（身体的拘束等の禁止）続き	10 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施し、実施内容について記録しているか。	()							
	11 自ら提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行っているか。	()							
	12 定期的の下記のいずれかの評価を受けているか。 <table border="1" data-bbox="395 443 1165 577"> <tr> <td>①</td> <td>外部の者による評価</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>運営推進会議における評価</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	①		外部の者による評価	<input type="checkbox"/>	②	運営推進会議における評価	<input type="checkbox"/>	()
	①	外部の者による評価		<input type="checkbox"/>					
②	運営推進会議における評価	<input type="checkbox"/>							
13 上記12の結果を公表し、常にその改善を図っているか。	()								
10 認知症対応型共同生活介護計画の作成	1 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させているか。	()	[条]第119条 [通]第3-5-4(5)						
	2 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。	()							
	3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。	()							
	4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	()							
	5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しているか。	()							
	6 計画作成担当者は、実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っているか。	()							
	7 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を変更する場合においても、前記2から5に準じて実施しているか。	()							
	8 居宅サービス計画に基づきサービスを短期間提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から認知症対応型共同生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を提供することに協力するよう努めているか。	()							

項目	評価事項	評価	摘要
11 介護等	1 認知症の状態にある利用者の心身の状況に応じ、利用者が自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るようにすることを念頭に、利用者の精神的な安定、行動障害の減少及び認知症の進行緩和が図られるように介護サービスを提供し、必要な支援を行っているか。	()	[条]第120条 [通]第3-5-4(6)
	2 利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	()	
	3 食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うように努めているか。	()	
12 社会生活上の便宜の提供等	1 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めているか。	()	[条]第121条 [通]第3-5-4(7)
	2 利用者が日常生活を営む上で必要な郵便、証明書等の交付申請等の行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得た上で代行しているか。	()	
	3 会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	()	
13 利用者に関する市町村への通知	1 指定認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 (1) 正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	()	[条]第29条（準用第129条） 《条》第25条（準用第87条） [通]第3-1-4(18)
14 緊急時の対応	1 介護従業者が、現にサービス提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	()	[条]第100条（準用第129条） 《条》第57条（準用第87条） [通]第3-4-4(12)
15 管理者の責務	1 管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理従業者の管理を一元的に行っているか。	()	[条]第60条の11（準用第129条） 《条》第27条（準用第87条） [通]第3-2の2-3(4)
	2 管理者は、従業者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	()	
16 管理者による管理	1 管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者ではないか。 ※ただし、事業所、施設等が同一敷地内にあること等により管理上支障がない場合は配置可能。	()	[条]第122条 《条》第80条

項目	評価事項	評価	摘要	
17 運営規程	1 共同生活住居ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。	()	[条]第123条 《条》第81条 [通]第3-5-4(8)	
	① 事業の目的及び運営の方針			<input type="checkbox"/>
	② 従業者の職種、員数及び職務内容			<input type="checkbox"/>
	③ 利用定員			<input type="checkbox"/>
	④ 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額			<input type="checkbox"/>
	⑤ 入居に当たっての留意事項			<input type="checkbox"/>
	⑥ 非常災害対策			<input type="checkbox"/>
	⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ※ 令和6年3月31日までは努力義務			<input type="checkbox"/>
	⑧ その他運営に関する重要事項			<input type="checkbox"/>
18 勤務体制の確保等	1 利用者に対し適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。 具体的には	()	[条]第124条 《条》第82条 [通]第3-5-4(9)	
	① 共同生活住居ごとの勤務表を作成しているか。			<input type="checkbox"/>
	② 以下a～dが明確か。			
	a 従業者の日々の勤務時間			<input type="checkbox"/>
	b 常勤・非常勤の別			<input type="checkbox"/>
	c 管理者との兼務関係			<input type="checkbox"/>
	d 夜間及び深夜の勤務の担当者等			<input type="checkbox"/>
	2 利用者の精神の安定を図る観点から、担当の介護従業者を固定する等の継続性を重視したサービス提供に配慮しているか。			()
	3 従業者の資質の向上のために、研修の機会を計画的に確保しているか。 ※ 直近1年間に受講した内容(受講年月日・受講者氏名・研修名等)を記入のこと			()
	4 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 【令和6年3月31日まで努力義務】			()
5 新たに採用した従業者(医療・福祉関係の資格を有さない者)に対しては、採用後1年以内に認知症介護基礎研修を受講させているか。 【令和6年3月31日まで努力義務】	()			
6 適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	()			
① 事業主が講ずべき措置の具体的内容				
a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発	<input type="checkbox"/>			

項目	評価事項	評価	摘要
18 勤務体制の確保等（続き）	<p>職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。</p>		
	<p>b 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談に対応する窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。</p>	<input type="checkbox"/>	
	<p>② 事業主が講じることが望ましい取組</p>		
	<p>a 顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組を実施すること。</p>	<input type="checkbox"/>	
19 定員の遵守	<p>1 入居定員及び居室の定員を超えて入居させていないか。</p> <p>※災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p>	()	[条]第125条 《条》第83条
20 業務継続計画の策定等（令和6年3月31日までは努力義務）	<p>1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p>	()	[条]第33条の2（準用第129条） 《条》第29条の2（準用第87条） [通]第3-5-4(12)
	<p>2 業務継続計画には「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照し、以下の項目について記載しているか。</p> <p>なお、感染症に係る業務継続計画と、災害に係る業務継続計画は、一体的に策定しても構わない。</p>	()	
	<p>① 感染症に係る業務継続計画</p>		
	<p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>b 初動対応</p>	<input type="checkbox"/>		
<p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p>	<input type="checkbox"/>		
<p>② 災害に係る業務継続計画</p>			
<p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p>	<input type="checkbox"/>		
<p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p>	<input type="checkbox"/>		
<p>c 他施設及び地域との連携</p>	<input type="checkbox"/>		
	<p>3 従業員に対して、業務継続計画について周知しているか。</p>	()	
	<p>4 従業員に対して、次のとおり研修を実施しているか。</p> <p>※感染症に係る研修は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施してもよい。</p>	()	
	<p>① 研修内容は、業務継続計画の具体的内容、平常時及び緊急時の対応についての理解の励行を行うものとする。</p>	<input type="checkbox"/>	

項目	評価事項		評価	摘要
20 業務継続計画の策定等 (続き)	②	定期的(年2回以上)に開催する。なお、新規採用時には別に研修を実施のこと。	<input type="checkbox"/>	
	③	研修の実施内容を記録する。	<input type="checkbox"/>	
	5 従業者に対して、次のとおり訓練を実施しているか。		()	
	①	業務継続計画に基づく事業所内の役割分担の確認	<input type="checkbox"/>	
	②	感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習	<input type="checkbox"/>	
	③	定期的(年2回以上)に開催	<input type="checkbox"/>	
6 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。		()		
21 非常災害対策	1 非常災害に備えるため、次の①～④を実施しているか。		()	[条]第103条(準用第129条) 《条》第60条(準用第87条) [通]第3-4-4(16) ・消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項 ・消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条の2第2項及び別表第一(六)項 ・消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条第10項 ・社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日社施第107号)
	①	非常災害に関する具体的計画の策定 ※消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画	<input type="checkbox"/>	
	②	関係機関への通報及び連携体制の整備	<input type="checkbox"/>	
	③	上記①②についての定期的な従業者への周知	<input type="checkbox"/>	
	④	定期的な避難、救出その他必要な訓練(年2回以上)	<input type="checkbox"/>	
2 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理者を置くこととされている事業所はその者に行わせているか。または、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所は防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。		()		
3 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。		()		
22 衛生管理等	1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。		()	[条]第60条の16(準用第129条) 《条》第32条(準用第87条) [通]第3-5-4(13)
	2 必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。		()	

項目	評価事項	評価	摘要									
22 衛生管理等 (続き)	3 インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症対策等については、発出されている通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	()										
	4 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めているか。	()										
	5 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の①～③に掲げる措置を講じているか。 【令和6年3月31日まで努力義務】	()										
	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年2回以上)実施しているか。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	①		感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	<input type="checkbox"/>	②	感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	③	従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年2回以上)実施しているか。	<input type="checkbox"/>	
①	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	<input type="checkbox"/>										
②	感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。	<input type="checkbox"/>										
③	従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年2回以上)実施しているか。	<input type="checkbox"/>										
23 協力医療機関等	1 協力医療機関を共同生活住居から近い距離に定めているか。	()	[条]第126条 《条》第84条 [通]第3-5-4(10)									
	2 協力歯科医療機関を共同生活住居から近い距離に定めておくよう努めているか。	()										
	3 サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。	()										
24 掲示	1 事業所の見やすい場所に、次の①～③を掲示しているか。	()	[条]第35条(準用第129条) 《条》第33条(準用第87条)									
	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>運営規程の概要</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>介護従業者の勤務の体制</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	①		運営規程の概要	<input type="checkbox"/>	②	介護従業者の勤務の体制	<input type="checkbox"/>	③	その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項	<input type="checkbox"/>	
	①	運営規程の概要		<input type="checkbox"/>								
	②	介護従業者の勤務の体制		<input type="checkbox"/>								
③	その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項	<input type="checkbox"/>										
25 秘密保持等	1 指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	()	[条]第36条(準用第129条) 《条》第34条(準用第87条) [通]第3-1-4(26)									
	2 指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らした場合に違約金を取るなど、秘密漏洩防止のために必要な措置を講じているか。	()										
	3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意をあらかじめ文書により得ているか。	()										
	4 利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ているか。	()										

項目	評価事項	評価	摘要									
26 広告	1 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所について広告する場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	()	[条]第37条(準用第129条) 《条》第35条(準用第87条)									
27 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	1 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	()	[条]第127条 《条》第85条 [通]第3-5-4(11)									
	2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	()										
28 苦情処理	1 利用者及びその家族からの苦情に、次のとおり、迅速かつ適切に対応しているか。	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにしている。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>上記措置の概要について、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載している。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>苦情処理の概要について事業所内に掲示している。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	①	相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにしている。	<input type="checkbox"/>	②	上記措置の概要について、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載している。	<input type="checkbox"/>	③	苦情処理の概要について事業所内に掲示している。	<input type="checkbox"/>	[条]第39条(準用第129条) 《条》第37条(準用第87条) [通]第3-1-4(28)
	①		相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにしている。	<input type="checkbox"/>								
	②		上記措置の概要について、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載している。	<input type="checkbox"/>								
	③	苦情処理の概要について事業所内に掲示している。	<input type="checkbox"/>									
	2 上記1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	()										
	3 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	()										
	4 法第23条の規定(運営指導)により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。	()										
	5 市町村から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行っているか。	()										
	6 市町村から求めがあった場合には、上記5の改善の内容を市町村に報告しているか。	()										
	7 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力しているか。	()										
8 国民健康保険団体連合会から上記7の調査に基づく指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	()											
9 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記8の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	()											
29 調査への協力等	1 利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護が行われているかを確認するために市が行う調査に協力しているか。	()	[条]第105条(準用第129条) 《条》第60条(準用第87条) [通]第3-4-4(19)									
	2 市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	()										

項目	評価事項	評価	摘要															
30 地域との連携等	<p>1 地域に開かれたサービス提供及びサービスの質の確保を目的に、認知症対応型共同生活介護事業所は、次の構成員による運営推進会議を設置しているか。</p> <table border="1" data-bbox="395 259 1161 607"> <tr> <td data-bbox="395 259 454 300">①</td> <td data-bbox="454 259 1102 300">利用者</td> <td data-bbox="1102 259 1161 300"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 300 454 340">②</td> <td data-bbox="454 300 1102 340">利用者の家族</td> <td data-bbox="1102 300 1161 340"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 340 454 380">③</td> <td data-bbox="454 340 1102 380">地域住民の代表者</td> <td data-bbox="1102 340 1161 380"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 380 454 495">④</td> <td data-bbox="454 380 1102 495">認知症対応型共同生活介護事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員</td> <td data-bbox="1102 380 1161 495"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 495 454 607">⑤</td> <td data-bbox="454 495 1102 607">認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等</td> <td data-bbox="1102 495 1161 607"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	①	利用者	<input type="checkbox"/>	②	利用者の家族	<input type="checkbox"/>	③	地域住民の代表者	<input type="checkbox"/>	④	認知症対応型共同生活介護事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員	<input type="checkbox"/>	⑤	認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等	<input type="checkbox"/>	()	<p>[条]第60条の17(準用第129条) 《条》第40条(準用第87条) [通]第3-2の2-3(10) ・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について(平成18年10月17日老計発第1017001号)</p>
	①	利用者	<input type="checkbox"/>															
	②	利用者の家族	<input type="checkbox"/>															
	③	地域住民の代表者	<input type="checkbox"/>															
	④	認知症対応型共同生活介護事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員	<input type="checkbox"/>															
	⑤	認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等	<input type="checkbox"/>															
	2 事業所は、運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催しているか。	()																
3 運営推進会議をテレビ電話装置等を活用して行う場合で、利用者又はその家族が参加する場合については、テレビ電話装置等の活用について利用者等の同意を得ているか。	()																	
4 運営推進会議に対し活動状況の報告、運営推進会議からの評価、必要な要望、助言を聴く機会を設けているか。	()																	
<p>5 上記4の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表しているか。</p> <p>※ 公表方法を記入のこと</p> <div data-bbox="454 1106 1161 1211" style="border: 1px solid black; height: 47px; width: 443px;"></div>	()																	
<p>6 複数の事業所の運営推進会議を合同で開催する場合、次の①～④に掲げる条件を満たしているか。</p> <table border="1" data-bbox="395 1301 1161 1648"> <tr> <td data-bbox="395 1301 454 1375">①</td> <td data-bbox="454 1301 1102 1375">利用者及び利用者家族については匿名にするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。</td> <td data-bbox="1102 1301 1161 1375"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1375 454 1514">②</td> <td data-bbox="454 1375 1102 1514">同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。 ※ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。</td> <td data-bbox="1102 1375 1161 1514"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1514 454 1592">③</td> <td data-bbox="454 1514 1102 1592">合同して開催する回数が、1年度に開催すべき回数の半数を超えないこと。</td> <td data-bbox="1102 1514 1161 1592"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1592 454 1648">④</td> <td data-bbox="454 1592 1102 1648">外部評価を行う会議は、単独開催すること。</td> <td data-bbox="1102 1592 1161 1648"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	①	利用者及び利用者家族については匿名にするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。	<input type="checkbox"/>	②	同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。 ※ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。	<input type="checkbox"/>	③	合同して開催する回数が、1年度に開催すべき回数の半数を超えないこと。	<input type="checkbox"/>	④	外部評価を行う会議は、単独開催すること。	<input type="checkbox"/>	()					
①	利用者及び利用者家族については匿名にするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。	<input type="checkbox"/>																
②	同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。 ※ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。	<input type="checkbox"/>																
③	合同して開催する回数が、1年度に開催すべき回数の半数を超えないこと。	<input type="checkbox"/>																
④	外部評価を行う会議は、単独開催すること。	<input type="checkbox"/>																
<p>7 1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行っているか。</p> <p>※当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行うことができる。</p>	()																	

項目	評価事項	評価	摘要															
30 地域との連携等（続き）	<p>8 前項7の評価の実施にあたっては以下の点に留意しているか。</p> <table border="1" data-bbox="395 237 1163 1234"> <tr> <td data-bbox="395 237 453 383">①</td> <td data-bbox="453 237 1102 383">自己評価について、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげているか。</td> <td data-bbox="1102 237 1163 383"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 383 453 589">②</td> <td data-bbox="453 383 1102 589">外部評価は、運営推進会議において、事業所が行った自己評価結果に基づき、事業所で提供されているサービス内容や課題等において共有を図るとともに、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにしているか。</td> <td data-bbox="1102 383 1163 589"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 589 453 734">③</td> <td data-bbox="453 589 1102 734">②の取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者が参加しているか。</td> <td data-bbox="1102 589 1163 734"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 734 453 987">④</td> <td data-bbox="453 734 1102 987">自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表しているか。 ※法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。</td> <td data-bbox="1102 734 1163 987"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 987 453 1234">⑤</td> <td data-bbox="453 987 1102 1234">指定認知症対応型共同生活介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成28年度老人保健健康増進等事業「認知症グループホームにおける運営推進会議及び外部評価のあり方に関する調査研究事業」（公益財団法人日本認知症グループホーム協会）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行っているか。</td> <td data-bbox="1102 987 1163 1234"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table> <p>9 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。</p>	①	自己評価について、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげているか。	<input type="checkbox"/>	②	外部評価は、運営推進会議において、事業所が行った自己評価結果に基づき、事業所で提供されているサービス内容や課題等において共有を図るとともに、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにしているか。	<input type="checkbox"/>	③	②の取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者が参加しているか。	<input type="checkbox"/>	④	自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表しているか。 ※法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。	<input type="checkbox"/>	⑤	指定認知症対応型共同生活介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成28年度老人保健健康増進等事業「認知症グループホームにおける運営推進会議及び外部評価のあり方に関する調査研究事業」（公益財団法人日本認知症グループホーム協会）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行っているか。	<input type="checkbox"/>	()	
①	自己評価について、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげているか。	<input type="checkbox"/>																
②	外部評価は、運営推進会議において、事業所が行った自己評価結果に基づき、事業所で提供されているサービス内容や課題等において共有を図るとともに、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにしているか。	<input type="checkbox"/>																
③	②の取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者が参加しているか。	<input type="checkbox"/>																
④	自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表しているか。 ※法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。	<input type="checkbox"/>																
⑤	指定認知症対応型共同生活介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成28年度老人保健健康増進等事業「認知症グループホームにおける運営推進会議及び外部評価のあり方に関する調査研究事業」（公益財団法人日本認知症グループホーム協会）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行っているか。	<input type="checkbox"/>																
31 事故発生時の対応	<p>1 事故発生の予防等 事故が発生した場合に備え、次の対応をしているか。</p> <table border="1" data-bbox="395 1458 1163 1839"> <tr> <td data-bbox="395 1458 453 1581">①</td> <td data-bbox="453 1458 1102 1581">事故対応マニュアルを作成している。 （事故が起きたときの連絡先、連絡方法、報告が必要な事故の範囲等）</td> <td data-bbox="1102 1458 1163 1581"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1581 453 1727">②</td> <td data-bbox="453 1581 1102 1727">事故が発生した場合又は事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）には、その原因を分析し、その分析結果に従業者に周知徹底するなど、再発生を防ぐための対策を講じている。</td> <td data-bbox="1102 1581 1163 1727"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1727 453 1839">③</td> <td data-bbox="453 1727 1102 1839">事故が発生した場合に備え、損害賠償保険に加入している。又は、賠償するための資金を確保している。</td> <td data-bbox="1102 1727 1163 1839"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	①	事故対応マニュアルを作成している。 （事故が起きたときの連絡先、連絡方法、報告が必要な事故の範囲等）	<input type="checkbox"/>	②	事故が発生した場合又は事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）には、その原因を分析し、その分析結果に従業者に周知徹底するなど、再発生を防ぐための対策を講じている。	<input type="checkbox"/>	③	事故が発生した場合に備え、損害賠償保険に加入している。又は、賠償するための資金を確保している。	<input type="checkbox"/>	()	<p>[条]第41条（準用129条） 《条》第38条（準用第87条） [通]第3-1-4（30） ・前橋市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領（前橋市平成23年8月29日施行）</p>						
①	事故対応マニュアルを作成している。 （事故が起きたときの連絡先、連絡方法、報告が必要な事故の範囲等）	<input type="checkbox"/>																
②	事故が発生した場合又は事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）には、その原因を分析し、その分析結果に従業者に周知徹底するなど、再発生を防ぐための対策を講じている。	<input type="checkbox"/>																
③	事故が発生した場合に備え、損害賠償保険に加入している。又は、賠償するための資金を確保している。	<input type="checkbox"/>																

項目	評価事項	評価	摘要																																	
31 事故発生時の対応（続き）	<p>2 事故が発生した場合 事故が発生した場合、次の対応をしているか。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>利用者及びその家族に対して、速やかに事故概要及び状況説明等を行っている。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">②</td> <td>以下の事故が発生した場合、速やかに市町村に報告している。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>a 利用者の負傷又は死亡事故その他重大な人身事故</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>b 職員による法令違反、不祥事等</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>c 利用者による法令違反、不祥事等</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>d その他報告が必要と思われるもの</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td colspan="3">※「前橋市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」を参照のこと。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>事故の状況及び事故に際して採った措置について記録している。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかにを行っている。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	①	利用者及びその家族に対して、速やかに事故概要及び状況説明等を行っている。	<input type="checkbox"/>	②	以下の事故が発生した場合、速やかに市町村に報告している。	<input type="checkbox"/>	a 利用者の負傷又は死亡事故その他重大な人身事故	<input type="checkbox"/>	b 職員による法令違反、不祥事等	<input type="checkbox"/>	c 利用者による法令違反、不祥事等	<input type="checkbox"/>	d その他報告が必要と思われるもの	<input type="checkbox"/>	※「前橋市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」を参照のこと。			③	事故の状況及び事故に際して採った措置について記録している。	<input type="checkbox"/>	④	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかにを行っている。	<input type="checkbox"/>	()											
①	利用者及びその家族に対して、速やかに事故概要及び状況説明等を行っている。	<input type="checkbox"/>																																		
②	以下の事故が発生した場合、速やかに市町村に報告している。	<input type="checkbox"/>																																		
	a 利用者の負傷又は死亡事故その他重大な人身事故	<input type="checkbox"/>																																		
	b 職員による法令違反、不祥事等	<input type="checkbox"/>																																		
	c 利用者による法令違反、不祥事等	<input type="checkbox"/>																																		
	d その他報告が必要と思われるもの	<input type="checkbox"/>																																		
※「前橋市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」を参照のこと。																																				
③	事故の状況及び事故に際して採った措置について記録している。	<input type="checkbox"/>																																		
④	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかにを行っている。	<input type="checkbox"/>																																		
32 虐待の防止（令和6年3月31日まで努力義務）	<p>1 虐待の防止のための対策を検討する委員会は、次のとおり開催しているか。（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>委員会のメンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成し、責務及び役割分担を明確化しているか。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>定期的で開催しているか。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>次のような事項を検討しているか。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">a</td> <td>虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>b 虐待の防止のための指針の整備に関すること</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>c 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>d 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>e 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>f 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>g fの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>開催結果を介護従業者に対して周知徹底しているか。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table> <p>2 虐待の防止のための指針を整備し、次の項目を盛り込んでいるか。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	①	委員会のメンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成し、責務及び役割分担を明確化しているか。	<input type="checkbox"/>	②	定期的で開催しているか。	<input type="checkbox"/>	③	次のような事項を検討しているか。	<input type="checkbox"/>	a	虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること	<input type="checkbox"/>	b 虐待の防止のための指針の整備に関すること	<input type="checkbox"/>	c 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること	<input type="checkbox"/>	d 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること	<input type="checkbox"/>	e 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること	<input type="checkbox"/>	f 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること	<input type="checkbox"/>	g fの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	<input type="checkbox"/>	④	開催結果を介護従業者に対して周知徹底しているか。	<input type="checkbox"/>	①	事業所における虐待の防止に関する基本的考え方	<input type="checkbox"/>	②	虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項	<input type="checkbox"/>	()	[条]第41条の2（準用第129条） 《条》第38条の2（準用第87条）
①	委員会のメンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成し、責務及び役割分担を明確化しているか。	<input type="checkbox"/>																																		
②	定期的で開催しているか。	<input type="checkbox"/>																																		
③	次のような事項を検討しているか。	<input type="checkbox"/>																																		
a	虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること	<input type="checkbox"/>																																		
	b 虐待の防止のための指針の整備に関すること	<input type="checkbox"/>																																		
	c 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること	<input type="checkbox"/>																																		
	d 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること	<input type="checkbox"/>																																		
	e 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること	<input type="checkbox"/>																																		
	f 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること	<input type="checkbox"/>																																		
	g fの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	<input type="checkbox"/>																																		
④	開催結果を介護従業者に対して周知徹底しているか。	<input type="checkbox"/>																																		
①	事業所における虐待の防止に関する基本的考え方	<input type="checkbox"/>																																		
②	虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項	<input type="checkbox"/>																																		

項目	評価事項	評価	摘要									
32 虐待の防止 (続き)	③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	<input type="checkbox"/>										
	④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針	<input type="checkbox"/>										
	⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項	<input type="checkbox"/>										
	⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項	<input type="checkbox"/>										
	⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項	<input type="checkbox"/>										
	⑧ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項	<input type="checkbox"/>										
	⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	<input type="checkbox"/>										
	3 虐待の防止のための研修を次のとおり実施しているか。	()										
	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発及び、指針に基づく虐待防止の徹底とする。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>定期的（年2回以上）に開催。新規採用時には必ず研修を実施する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>研修の実施内容を記録する。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	①	研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発及び、指針に基づく虐待防止の徹底とする。	<input type="checkbox"/>	②	定期的（年2回以上）に開催。新規採用時には必ず研修を実施する。	<input type="checkbox"/>	③	研修の実施内容を記録する。	<input type="checkbox"/>		
①	研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発及び、指針に基づく虐待防止の徹底とする。	<input type="checkbox"/>										
②	定期的（年2回以上）に開催。新規採用時には必ず研修を実施する。	<input type="checkbox"/>										
③	研修の実施内容を記録する。	<input type="checkbox"/>										
	4 上記1～3に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 ※ 虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望ましい。	()										
33 会計の区分	1 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	()	[条]第42条（準用第129条） 《条》第39条（準用第87条）									
	2 具体的な会計処理の方法については、次に示す通知を参考として適切に行われているか。 ◆ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号） ◆ 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発0329第1号） ◆ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号）	()	[通]第3-1-4(32)									
34 記録の整備	1 従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	()	[条]第128条 《条》第86条 [通]第3-5-4(15)									
	2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 ※「その完結の日」とは、以下①～⑥までの記録については、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日、以下⑦については、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。	()										
	①	項目10の認知症対応型共同生活介護計画	<input type="checkbox"/>									
	②	項目6の提供した具体的なサービスの内容等の記録	<input type="checkbox"/>									
	③	項目9の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	<input type="checkbox"/>									
	④	項目13の市町村への通知に係る記録	<input type="checkbox"/>									
⑤	項目28苦情の内容等の記録	<input type="checkbox"/>										

項目	評価事項				評価	摘要
34 記録の整備 (続き)	⑥	項目31の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	<input type="checkbox"/>			
	⑦	項目30の運営推進会議における報告、評価、要望、助言等	<input type="checkbox"/>			
35 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針 (認知症対応型共同生活介護と共通でないもの)	1	指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	()			《条》第88条 [通]第4-3-3(1)
	2	指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。	()			
	3	サービスの提供に当たっては、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮しているか。	()			
	4	利用者の意欲が高まるようコミュニケーションを十分に図ることをはじめ、様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。	()			
	5	計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、サービスの改善を図っているか。	()			
36 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針 (認知症対応型共同生活介護と共通でないもの)	1	指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、環境等利用者の日常生活全般の状況を把握しているか。	()			《条》第89条 [通]第4-3-3(2)
	2	指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮しているか。	()			
	3	指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。	()			
	4	指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	()			
	5	計画作成担当者は介護予防認知症対応型共同生活介護計画に定めるサービス提供期間(計画期間)が終了するまでに、少なくとも1回は実施状況の把握(モニタリング)を行い、利用者の様態の変化等の把握をしているか。	()			
	6	計画作成担当者はモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っているか。	()			
	7	計画作成担当者は介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更の際にも 上記1～5に準じて取り扱っているか。	()			

項目	評価事項	評価	摘要
37 電磁的記録等	<p>1 書面に代えて電磁的記録を作成及び保存する際は、以下の方法により行っているか。</p> <p>① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>a 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>b 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>③ その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、①、②に準じた方法によること。</p> <p>※ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者（以下、事業者）は、作成、保存その他これらに類するものうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（被保険者証に関するものは除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	()	<p>[条]第205条 《条》第92条 [通]第5 ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（個人情報保護委員会・厚生労働省） ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省） ・押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）</p>
	<p>2 電磁的方法によって交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）を行う際は、事前に利用者等の承諾を得た上で、以下の事項に留意して行っているか。</p> <p>① 電磁的方法による交付は、項目1（内容及び手続の説明及び同意）4電磁的方法による重要事項の提供に準じた方法によること。</p> <p>② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。</p> <p>③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。</p> <p>④ その他、電磁的方法によることができるとされているものは、他に定めがある場合を除き、①～③の方法に準じた方法によること。</p>	()	
	<p>3 上記1、2については、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守して行っているか。</p>	()	

第5 届出等

注) 介護予防認知症対応型共同生活介護の場合、評価事項欄等に特段の注記がない限り、文中の「認知症対応型共同生活介護」を「介護予防認知症対応型共同生活介護」に読み替えてください。

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 変更、再開の届出	<p>1 次のいずれかの事項に変更があったときは、事前の確認を要するため、変更日の2週間前までにその旨を前橋市長に届け出ているか。</p> <p>① 事業所の所在地</p> <p>② 事業所の平面図、設備の概要（構造、専用区画等）</p> <p>③ 定員</p>	()	<p>〔法〕第78条の5及び第115条の15</p> <p>〔規〕第131条の13及び第140条の30</p> <p>・前橋市ホームページ（地域密着型サービス事業所の変更届）</p>
	<p>2 次のいずれかの事項に変更があったとき又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を前橋市長に届け出ているか。</p> <p>① 事業所の名称、事業所の電話、FAX</p> <p>② 申請者の名称、主たる事務所の所在地、電話、FAX</p> <p>③ 申請者（法人）の代表者の氏名、住所、生年月日、職名</p> <p>④ 登記事項証明書及び条例等（当該指定認知症対応型共同生活介護事業に関するものに限る）</p> <p>⑤ 事業所の管理者の氏名、住所、生年月日、経歴</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 協力医療機関（協力歯科医療機関）の名称及び診療科目並びに当該協力医療機関との契約内容</p> <p>⑧ 介護老人福祉施設等との連携体制及び支援の体制の概要</p> <p>⑨ 計画作成担当者（介護支援専門員に限る。）の氏名及び登録番号</p>	()	
2 廃止、休止の届出	<p>1 当該指定認知症対応型共同生活介護事業を廃止又は休止するときは、廃止、休止の日の1月前までに、次の事項を前橋市長に届け出ているか。</p> <p>① 廃止又は休止しようとする年月日</p> <p>② 廃止又は休止しようとする理由</p> <p>③ 現に指定認知症対応型共同生活介護を受けている者に対する措置</p> <p>④ 休止の場合は、休止の予定期間</p>	()	
3 介護給付費算定に係る体制等に関する届出	<p>1 加算等の届出（単位数が増えるもの）の場合は、届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定を開始するものとしているか。</p>	()	〔留〕第1-1(5)
	<p>2 事業所の体制等が、加算等の要件を満たさなくなった場合は、その旨を速やかに届出ているか。（加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定はできない。）</p>	()	〔留〕第1-5

第6 介護給付費関係

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 基本的事項	<p>介護報酬は、平成18年厚生労働省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定しているか。</p> <p>※介護予防については、平成18年厚生労働省告示第128号の別表「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定する。</p>	()	<p>〔報〕別表5 《報》別表3 〔留〕第2の6 ・厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)第31号及び第85号 ・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費の算定方法(平成12年2月10日厚生省告示第27号)第8号及び第22号</p>
2 基本報酬の算定	<p>1 平成27年厚生労働省告示第96号(厚生労働大臣が定める施設基準)に基づき、当該施設基準に掲げる区分に従い算定しているか。</p> <p>イ 認知症対応型共同生活介護費 ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費</p> <p>※介護予防については、 イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費 ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費</p>	()	
	<p>2 利用者の数が利用定員を超える場合又は従業者の員数が基準に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p>	()	

介護給付費部分（加算等）については、以下の資料を用いて自主点検をお願いします。

- 1 加算等自己点検シート
- 2 各種加算・減算適用要件等一覧

前橋市ホームページ 【介護・高齢】各種加算等自己点検シート・適用要件等一覧

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/4147.html>

ホーム > 組織から探す > 福祉部 > 指導監査課 > 業務案内